

錦帯橋風致地区ガイドライン

令和3年11月変更

岩国市

目次

1. 錦帯橋風致地区指定の目的	2
2. 錦帯橋風致地区ガイドラインの目的	2
3. 風致地区の範囲（地区と種類）	3
4. 許可が必要な行為	4
5. 維持・創出を図る風致とは　－「錦帯橋風致地区風致保全方針」より	6
6. 許可基準について	10

参考資料

- ◆岩国市風致地区条例
- ◆錦帯橋風致地区風致保全方針

1. 錦帯橋風致地区指定の目的

■本地区の特性

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの後、初代岩国藩主となった吉川広家公が、錦川が山裾を取り巻く城山に居城を構え、土手を築くことで川を治め、錦川の右岸に横山地区、左岸に岩国地区からなる岩国城下町を建設しました。この兩岸を結ぶため、延宝元年(1673)に、約200mの川幅を渡す錦帯橋が架橋され、その特徴的な形が江戸時代から名所として広まり、多くの来訪者が賑わう景勝地となります。

本地区は、この近世からの景勝地である錦帯橋を中心に、清らかな流れを湛える錦川の水辺、城山の豊かな樹林地等、錦帯橋と一体となった景勝地を構成している岩国城下町の一部からなる区域です。

城山は、吉川家入封以来約400年間伐採が禁止されており、現在でも国有林として豊かな自然景観が保全されています。また城址として石垣や塹壕等、歴史的な遺構も多く残っています。錦川に架かる錦帯橋は国指定名勝として保全されているとともに、錦帯橋を中心とした景観は、錦川の流れと周囲の山々、川沿いの桜や町並みとともに一体的な水辺景観を作り出しています。そして、この眺めは、江戸時代から多くの絵画や刷り物にも描かれ、多くの物見の往来を生み出し、岩国城下町における自然と人の営みがつくりだす文化的景観を形成しています。

また、本地区の一部の範囲は、重要文化的景観である「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の範囲に含まれており、都市の風致を成す城山や錦川をはじめとした自然景観と文化的景観の保全・継承に向け、歴史ある都市における良好な都市環境を住民・事業者とともに維持・整備していく必要があります。

■指定の目的

豊かな自然林が保全されている城山の自然景観と、清らかな流れを湛える錦川、そこに架かる錦帯橋及び錦川と一体を成す水辺景観、岩国城下町における武家地等に由来する緑豊かな市街地が一体となった都市の風致景観の保全と継承を目的に、風致地区の指定を行っています。

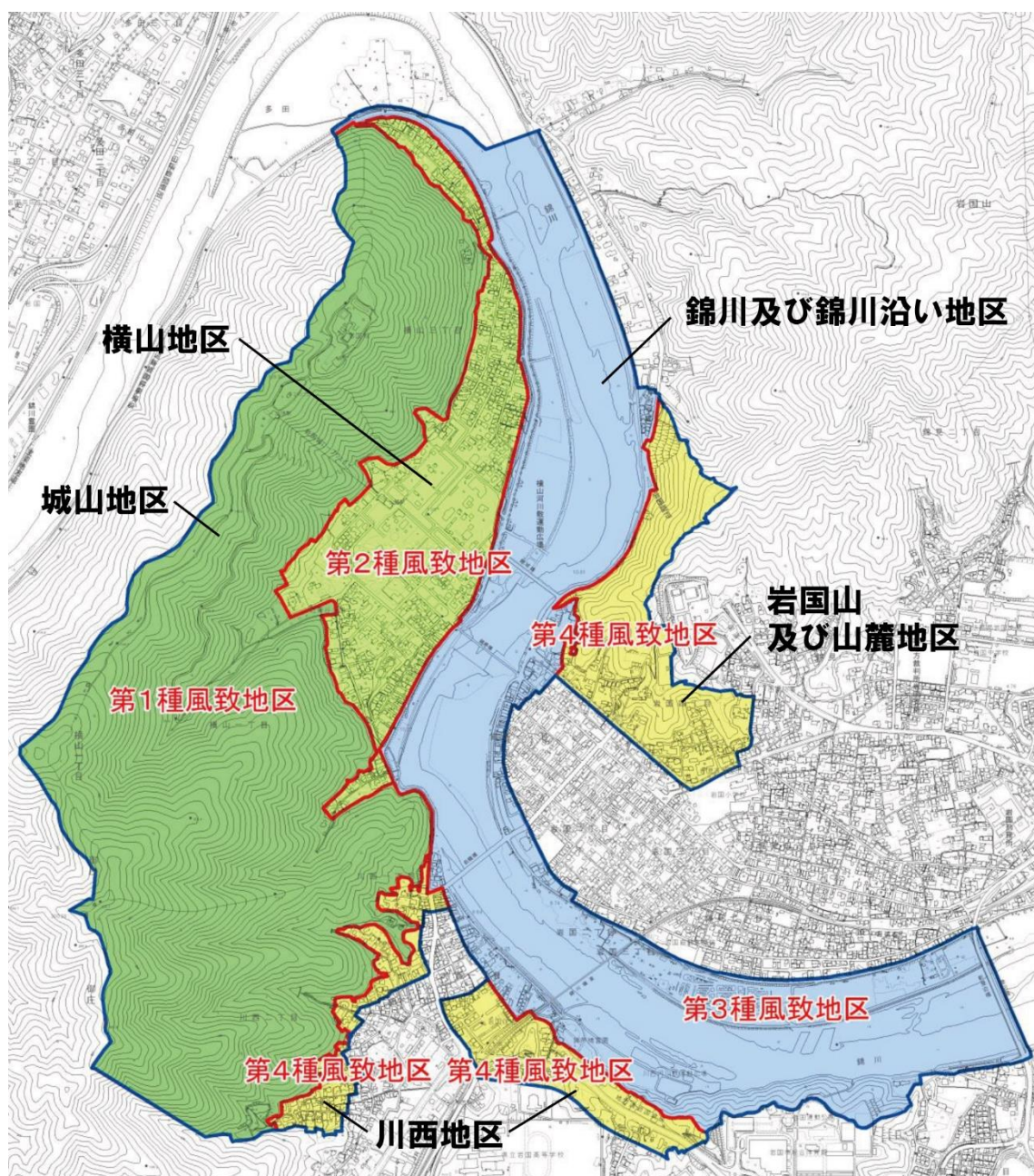
2. 錦帯橋風致地区ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「錦帯橋風致地区」において、建築物を建築する場合等における許可基準について、風致保全の考え方とあわせ、考え方等を示すものです。

国選定の重要文化的景観の範囲を一部に含んでいる錦帯橋や城山からなる風致は、岩国市の自然的景観及び歴史・文化のシンボルとして、市民・事業者の皆様とともに、これまでも守り続けてきました。今後も変わらず、良好な風致を守り、育てていくために、本ガイドラインを手引きとして、皆様にご利用いただくことを目的とします。

3. 風致地区の範囲（地区と種類）

種別	定義
第1種風致地区	良好な自然環境を有する地区で、現存の風致を維持する地区
第2種風致地区	良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、現存の風致を維持する地区
第3種風致地区	良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、自然的景観と調和した土地利用に配慮して、現存の風致を維持する地区
第4種風致地区	良好な自然的景観を有し又は周辺に良好な自然環境が存する地区で、都市的土地利用との調和に配慮して、現存の風致を維持する地区



錦帯橋風致地区の区分図

4. 許可が必要な行為

風致地区内における良好な自然環境及び自然的景観の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

【許可を要する行為】 岩国市風致地区条例（以下、条例という。）第4条第1項

- ☐建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- ☐建築物等の色彩の変更
- ☐宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ☐水面の埋立て又は干拓
- ☐木竹の伐採
- ☐土石の類の採取
- ☐屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

【許可を要しない行為】 条例第4条第2項

- ☐都市計画事業の施行として行う行為
- ☐国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- ☐非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ☐次に掲げる建築物の新築、改築、増築又は移転
 - ア 地下に設ける建築物
 - イ 新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が10㎡以下
 - ウ 移転に係る部分の床面積が10㎡以下
- ☐次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
 - ア 仮設の工作物
 - イ 地下に設ける工作物
 - ウ 屋外広告物で山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号）第6条に規定するものの表示又は掲出に必要な工作物
 - エ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - オ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系
 - カ その他の工作物（その新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートルを超えることとなるものを除く。）
- ☐建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- ☐次に掲げる土地の形質の変更
 - ア 面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

イ 地下における土地の形質の変更

☐面積が 10 m²以下の水面の埋立て又は干拓

☐次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

☐次に掲げる土石の類の採取

ア 当該土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第 7 号アの土地の形質の変更と同程度のもの

イ 地下における土石の類の採取

☐屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が 10 m²以下であり、かつ、高さが 1.5m 以下であるもの

☐前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 建築物の存する敷地内で行う行為。

ウ 農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為。

5. 維持・創出を図る風致とは — 「錦帯橋風致地区風致保全方針」より

「錦帯橋風致地区」において、維持・創出を図る風致について、「錦帯橋風致地区風致保全方針」で示される施策の方針に基づき、各地区における維持・創出を図る風致に関する視点・キーワードを示します。

地区内において、何か行為を行おうとする際、計画検討の際に留意しましょう。

(1) 城山地区（第一種風致地区）

本地区は、国有林であり、岩国自然休養林として、適切な管理のもと豊かな自然環境が保全されています。この山容は歴史的に象徴的な山として錦帯橋や錦川からの眺望の対象となっています。

施策の方針	視点・キーワード
□照葉樹林等が広がる良好な自然環境を有する地区であることから、樹林地の保全を図る。	樹林地
□岩国城址の石垣等の遺構が残されており、地区内に残る歴史的資源の保全を図る。	城址等の遺構 歴史的資源
□城山の山容は、錦帯橋や錦川とともに眺められる要素であることをふまえ、樹林地が作りだす景観及び山の稜線、尾根線が作りだす景観の保全を図る。	城山の山容 眺められる対象



城山の山容



国有林の樹林地



城址の石垣

(2) 横山地区（第二種風致地区）

本地区は、城山の山麓で錦川右岸に位置し、岩国城下町の武家地として整備されたことに由来を持つ住居系市街地です。市街地の背後に城山の樹林地、眼前には錦帯橋のかかるに錦川という豊かな自然環境に隣接するとともに、地区内には、吉香公園や寺社等の緑、門・堀に囲まれた敷地内の庭木、低層の住宅地によるゆとりと潤いのある市街地環境が維持されています。

施策の方針	視点・キーワード
□城山の山麓に広がる低地に位置し、岩国城下町の武家地に由来する地区であり、掘割や水路等の水辺や石垣等の歴史的な遺構の他、歴史的な建造物等が多く残るとともに、吉香公園内の樹木	歴史的な遺構 歴史的な建造物 樹木等の緑

や桜並木、社寺地の緑等、豊かな自然環境も有しており、この自然と歴史が調和する市街地環境の保全を図る。	
□道路に面して門・塀が連なり、敷地内には低層の住宅と庭木の緑が配されることにより、通りからは塀越しに屋根や壁面が垣間見えるという、武家屋敷地の構えを継承した土地利用が継承された特徴ある景観が形成されており、このゆとりと潤いのある、落ち着いた市街地環境の保全を図る。	武家屋敷地の構え (道路に面する門・塀、低層住宅、庭木)
□錦川沿いの旭町では、本地区で唯一の町人地であった歴史を伝える町家の保全を図ることとし、川側に間口が向く平入りの低層の建物が連なり、土手沿いの桜並木や眼前の錦川と一体となって眺められることをふまえ、川と向き合う都市の暮らしを伝える特徴ある水辺景観の維持・保全を図る。	町人地由来の旭町 川側に間口 切妻平入造の低層 住宅 川と向き合う水辺
□建物の基礎等に使用される石垣や嵩上げ地盤による土地利用は、浸水への備えを継承した土地の使い方であることをふまえ、この景観の維持・保全を図る。	浸水への備え(石垣、嵩上げ地盤)



御土居(遺構)



嵩上げ地盤と武家地の構え



旭町の町家のまちなみ

(3) 錦川及び錦川沿い地区(第三種風致地区)

本地区は、錦川の水の流れと広い河川敷、土手の桜並木等からなる良好な自然景観を有しています。また岩国地区の土手町等からなる河川沿いの市街地では、岩国城下町における川と向き合う暮らしを継承した水辺と連続した文化的景観が継承されています。

施策の方針	視点・キーワード
□錦川では、多様な生物の生息のための河川環境の保全を図る。	生物の生息環境 河川環境
□広い河川敷、土手や現存する石出し護岸等の歴史的な遺構、水防林(竹林)、桜並木等は、川と向き合う都市の特徴を今に伝えるとともに、名勝錦帯橋とともに眺められる風景を構成しており、特徴ある水辺景観の維持・保全を図る。	歴史的な遺構 水防林 桜並木 眺められる風景
□錦帯橋下河原は、錦川と錦帯橋、河川沿いが一体となった水辺景観となるよう保全を図る。	一体としての水辺 景観
□錦川沿いでは、錦川の水辺や桜並木、河畔林等の自然景観との連続性に配慮し、庭木の緑化等による景観形成を図るとともに、錦帯橋や臥龍橋、錦城橋等の橋上や、河川敷、河川沿いの歩行空間等からの広がりのある眺望景観の維持・保全を図る。	川からの連続性を 生み出す自然要素 橋や川から眺めら れる風景

□特に、錦川沿いでは、建物にナカドテを内包する懸作りの構造等を有し、主にナカドテ側の道路に面して間口が向き、低層の建物が建ち並ぶ特徴あるまちなみを維持・保全する。また川を眺める居室を上階に有する暮らしや生業を継承する建物外観が錦川の水辺や錦帯橋と一体となって特徴ある景観を形成しており、多くの来訪者の眺望の対象となっていることに配慮し、この特徴ある水辺景観の保全・形成を図る。	ナカドテ側の道路に面した間口 低層のまちなみ 川と向き合う居室のある建物外観 眺められる風景
--	---



水辺と桜並木



川沿いのまちなみ



土手町（ナカドテ）のまちなみ

（４）岩国山及び山麓地区（第四種風致地区）

本地区は、錦川左岸に位置し、錦帯橋を中心に城山と対を成す豊かな樹林地からなる自然景観を有しています。また山麓の住宅地は、かつての岩国城下町の武家地に由来する地区で、背後の岩国山の自然と敷地内の庭木等からなる緑豊かな市街地景観を形成しています。

施策の方針	視点・キーワード
□岩国山では、豊かな樹林地の保全を図るとともに、錦川や錦帯橋等からの山への眺望を阻害しないよう自然景観の保全を図る。	樹林地 山への眺望
□山麓地区は、岩国城下町の武家地に由来する地区であり、道路沿いに門・塀・生垣等が連なり、敷地内には低層の住宅と庭木の緑が配されることにより、通りからは塀越しに屋根や壁面が垣間見えるという、武家屋敷地の構えを継承した土地利用が継承された特徴ある景観が形成されていることから、背後に広がる岩国山の樹林地と一体となった、緑豊かな落ち着いた市街地環境及びまちなみの保全を図る。	武家屋敷地の構え (道路沿いの門・塀・生垣、低層住宅、庭木の緑)



岩国山の山容と眺望



武家屋敷地の構え



市街地の背後の樹林地

（５）川西地区（第四種風致地区）

本地区は、錦川の右岸、城山の南に位置し、かつての岩国城下町の武家地等に由来する住居系市街地です。城山の山裾の傾斜地にそって低層を中心とした住宅地が広がりなど、城山や錦川等の自然環境を享受する住環境が形成されています。

施策の方針	視点・キーワード
□城山の南山麓や錦川に近接する場所に位置し、岩国城下町の武家屋敷地に関連する市街地として形成された地区であり、敷地内には低層の住宅と庭木の緑が配されることにより、落ち着いたある市街地環境が形成されていることから、背後に広がる城山等の樹林地と一体となった、緑豊かな落ち着いたある市街地環境及びまちなみの保全を図る。	武家屋敷地に関連する市街地 低層住宅と庭木 背後の城山の樹林地との一体性



城山へと連続する庭木の緑



低層住宅と塀ごしの庭木

6. 許可基準について

風致地区内における良好な風致を維持・創出するため、都市計画法第 58 条の規定に基づき、地区内での建築物の建築等の行為に対し必要な制限を行うこととし、行為の種別ごとに許可基準を設けています。

また、許可にあたっては、諮問機関による有識者等の意見をふまえ、当該行為に対し、都市の風致の維持に必要な条件を付すことがあります。

なお、当該許可に行為が完了（又は中止）したときは、速やかにその旨を市長に届出し完了検査を受けなければなりません。

建築物等

（１）建築物等の新築

①仮設の建築物

- ☐ 構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- ☐ 規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

（解説）

- ・「規模」は、周囲の状況等を考慮し個別の判断が必要であるが、必要最小限度にとどめ、周囲から目立つことのないよう配慮することで、仮設利用においても当該風致との調和を図ること。
- ・「形態」は、行為を行う周囲に対し違和感を与えるような形態は避け、周囲の景観と調和又は目立たないような設えとすること。

②その他の建築物の新築

	許可基準				
	第一種	第二種	第三種	第四種	ただし書き
高さ	8 m 以下	1 0 m 以下	1 5 m 以下	1 5 m 以下	当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、その敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実であると認められる場合においては、この限りでない。

建 ぺ い 率	30% 以下	40% 以下	40% 以下	40% 以下	当該新築の行われる土地の 周辺の土地の状況により風 致の維持に支障を及ぼすお それがないと認められる場 合においては、この限りでな い。
壁 面 後 退 距 離 ＊	1.5m 以上	1.0m 以上	1.0m 以上	1.0m 以上	当該新築の行われる土地の 周辺の土地の状況により風 致の維持に支障を及ぼすお それがないと認められる場 合においては、この限りでな い。
位 置、 形 態・ 意 匠	当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の 区域における風致と著しく不調和でないこと。				
植 栽 等	その敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは 干拓が行われた土地であるときは、その敷地につ いて風致の維持に必要な植栽その他の措置が行 われるものであること。				

＊註：「壁面後退距離」とは、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離

(解説)

第1種風致地区（城山地区）

- ・本区域の一部は、重要文化的景観の選定範囲であり、「城山」は重要な構成要素に特定され保存が図られている区域である。
- ・城山の地形を大きく改変することなく、また樹林地である城山の山容及び風致環境を阻害しない建築行為を行うことが必要である。
- ・「位置、形態・意匠」、「植栽等」は、岩国市景観計画（横山重点地区）の景観形成基準に沿ったものとし、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和を図る。

- 1) 斜面地を含む山地での行為となるため、山の中腹や尾根上で行為を行う際には、錦川や錦帯橋等から城山の山容への眺めに影響を及ぼさないこと（原則として、樹林から突出するような高さ、規模、外観となるような建築行為は避けること）。
- 2) 傾斜地等での行為を行う場合には、当該敷地の傾斜側における樹木の植栽により、周囲の樹林と一体となった風致景観の維持・創出を図ること。

第2種風致地区（横山地区）

- ・本区域は、全域が重要文化的景観の選定範囲である。
- ・岩国城下町の武家地として整備されたことに由来を持つ主に低層住宅と文教施設と吉香公園が一体となり、歴史的建造物も多く残ることから、これらとの調和を図ることにより当該風致の維持・創出を図ることが必要である。
- ・「位置、形態・意匠」、「植栽等」は、岩国市景観計画（横山重点地区）の景観形成基準に沿ったものとし、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。
 - 1）武家地由来の歴史的な風致景観を継承するため、道路に面する門・塀に家屋や車庫等の建築物が囲まれる構えを基本とする（錦川沿いの旭町は除く）。
 - 2）錦川沿いの旭町は、町人地由来の歴史的な風致景観を継承するため、前面道路に面して建物等が配され、間口は川側に向くことを基本とし、1階の軒の高さは周囲と揃えること。
 - 3）錦川沿いの旭町において、道路に面して車庫等の建築物を配する場合には、屋根は川側へ傾斜するものとする。
 - 4）錦川沿い等、複数の地盤高を有する土地における高さは、最下段の地盤面から建築物の最高点までの高さとする。
 - 5）ベランダ・バルコニーは、建物外観において目立たないよう建物と一体的な形態・意匠とし、軒先からの出幅は1m以内とする。
 - 6）錦川沿いでは、建築物の屋根等に太陽光パネル等を設置する場合、川側の面には設置しないこと。
 - 7）屋根等に太陽光パネルを設置する場合には、屋根面から目立たないようパネル色は黒とする。

第3種風致地区（錦川及び錦川沿い地区）

- ・本区域の一部（錦川の一部と岩国地区の錦川沿い）は、重要文化的景観の選定範囲であり、「錦川」は重要な構成要素に特定され保存が図られている区域である。
- ・錦川の水辺と河川敷、土手の桜並木等が一体となった自然景観を有するとともに、岩国地区では、岩国城下町における川と向き合う暮らしを今に伝える歴史的建造物も多く残り、これらとの調和を図ることにより当該風致の維持・創出を図る事が必要である。
- ・岩国地区の「位置、形態・意匠」、「植栽等」は、岩国市景観計画（岩国重点地区）の景観形成基準に沿ったものとし、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。
 - 1）錦川沿いの土手町や橋本町等は、町人地である岩国地区のなかでも、錦帯橋への物見やもてなしの生業に由来する歴史的な風致景観を継承するため、かつてのナカドテの道路に面して建物等が配され、間口が道路側へ向くことを基本とし、川側には川を眺める開口部等を設ける外観とすること。
 - 2）土手町では、ナカドテ側の道路に面して車庫等の建築物を配する場合には、屋根は道路側へ傾斜するものとする。

- 3) 複数の地盤高を有する土地における高さは、最下段の地盤面から建築物の最高点までの高さとする。
 - 4) 前面道路以外の面にベランダ・バルコニーを設ける場合には、建物外観において目立たないよう建物と一体的な形態・意匠とする。
- ・その他の地区の「位置、形態・意匠」、「植栽等」は、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。
- 1) 錦川の橋や土手からの眺めにおいて桜並木等と錦川が一体となった水辺の自然景観に影響を及ぼさない規模、形態・意匠とすること。
 - 2) 屋根は、岩国城下町との調和するよう入母屋、切妻、寄棟等の傾斜屋根とし、勾配は10分の3.5から10分の5.5までを原則に、色彩は黒色、濃い灰色、濃い茶色等とすること。
 - 3) 建築物の外観は和風を基本に、外壁材は和風の風合いのもので、色彩は白色、灰色、薄茶色等の単一色とする。
 - 4) ベランダ・バルコニーは、建物外観において目立たないよう建物と一体的な形態・意匠とし、軒先からの出幅は1m以内とする。
 - 5) 錦川沿いでは、建築物の屋根等に太陽光パネル等を設置する場合、川側の面には設置しないこと。
 - 6) 屋根等に太陽光パネルを設置する場合には、屋根面から目立たないようパネル色は黒とする。

第4種風致地区（岩国山及び山麓地区）

- ・本区域は、全域が重要文化的景観の選定範囲である。
 - ・岩国山は、錦川や錦帯橋とともに江戸時代から名所（メイショ）として一体的に眺められてきた自然景観を有し、山麓地区は、岩国城下町の武家地として整備されたことに由来を持つ低層住宅と、幹線道路沿道に商業業務施設や公共施設等が立地する地区である。これら豊かな緑とゆったりとした土地利用からなる風致環境との調和を図ることにより当該風致の維持・創出を図ることが必要である。
 - ・「位置、形態・意匠」、「植栽等」は、岩国市景観計画（岩国重点地区）の景観形成基準に沿ったものとし、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。
- 1) 武家地由来の土地では敷地内の庭木等による緑を有し、背後の岩国山へと市街地から山へと連続する緑環境が作りだす風致の維持・創出を図ること。
 - 2) 岩国地区の武家地は、錦帯橋への往来や町の拠点を担う場として、近代化のなかで、文教施設や業務施設、もてなしの生業の施設等へと変化してきたことをふまえ、当該施設の建築の際には、建築物の位置と形態・意匠の関係性に留意すること。

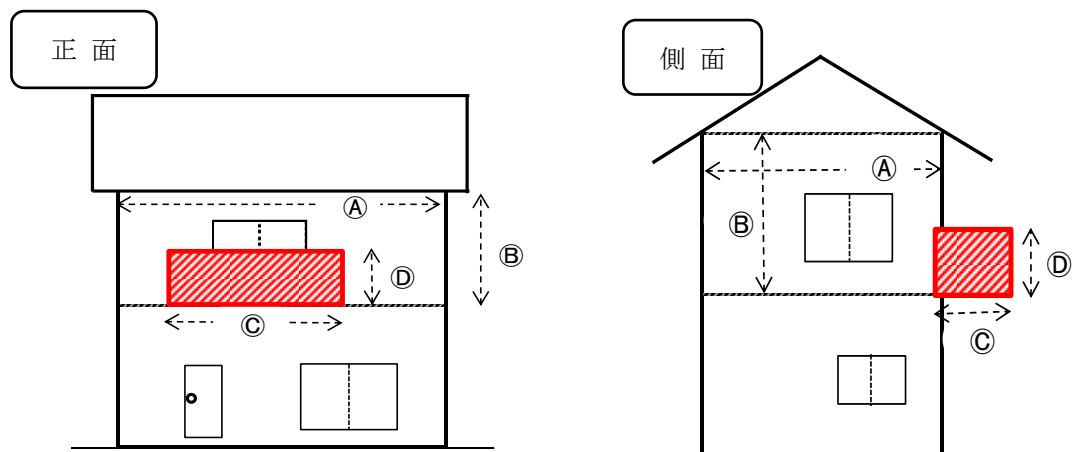
第4種風致地区（川西地区）

- ・城山の南山麓や錦川に近接する場所に位置し、岩国城下町の武家屋敷地に関連する市街地として形成されてきたことから、低層住宅と敷地内の緑と周囲の自然が調和

した市街地環境を有しており、これらとの調和を図ることにより当該風致の維持・創出を図る事が必要である。

・「位置、形態・意匠」、「植栽等」は、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。

- 1) 外観は、周辺からの眺望景觀に配慮し、周囲の自然と調和したものとする。
- 2) 屋根は傾斜屋根を基本とし、勾配は10分の3.5から10分の5.5までを原則とする。やむを得ず陸屋根とする場合には、屋根風のパラペットを設置し、パラペットの勾配は傾斜屋根に準ずる。色彩は、黒色、灰色、濃い茶色を原則とし、周囲と調和したものとする。
- 2) 外壁の素材は周囲の自然と調和したものとし、色彩は、白色、灰色、薄い茶色等を原則とする。基調となる色の利用は2色までとし、アクセント色（濃い色）を2階部分に利用する場合には、壁面の1/2を超えないようにする（算定時、窓部分は壁面に含む）。
- 3) 城山の山麓では、敷地内の庭木等による緑を有し、背後の城山へと連続する緑環境が作りだす風致の維持・創出を図ること。
- 4) 屋根等に太陽光パネルを設置する場合には、屋根面から目立たないようパネル色は黒とする。
- 5) ベランダ・バルコニーを設置する場合、軒先から概ね1m以内とする。やむを得ず1mを超える場合は、屋根と同種同一勾配の屋根風のパラペットをすべての面に設置すること。色は外壁と同一色を原則とする。やむを得ず外壁と異なる色とする場合は、ベランダ等の見付面積が設置面の見付面積（窓の面積を含む）の1/2以下とする。



ベランダ等の見付面積： $C \times D$ ：㊦ ベランダ等の見付面積： $C \times D$ ：㊦
 ベランダ等の設置面の面積： $A \times B$ ：㊩ ベランダ等の設置面の面積： $A \times B$ ：㊩
 ㊦ > ㊩ $\times 1/2$ の場合は外壁と同一色
 ㊦ > (㊦ + ㊩) $\times 1/2$ の場合は外壁と同一色

③工作物の新設

□位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(解説)

第1種風致地区（城山）

・「位置」「規模」「形態・意匠」は、岩国市景観計画（横山重点地区）の景観形成基準に沿ったものとし、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和を図る。

- 1) 錦川や錦帯橋等から城山の山容への眺めに影響を及ぼさないこと（樹林から突出するような高さ、規模、外観となるような行為は避けること）。
- 2) 擁壁等の構造物は、地形改変を最小限化することに配慮した位置、規模とし、既存の石垣等と調和した意匠とする。

第2種風致地区（横山地区）

・「位置」「規模」「形態・意匠」は、岩国市景観計画（横山重点地区）の景観形成基準に沿ったものとし、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和を図る。

- 1) 門・塀等は、武家屋敷地の構えを基本に、道路に面した配置を基本とする。
- 2) 工作物と一体的な用に供する土地（行為地）を有する場合には、工作物の形態・意匠（色彩を含む）に加え、当該行為地における緑化や周囲と調和するための措置を講ずること。

第3種風致地区（錦川及び錦川沿い地区）

・錦川の「位置」「規模」「形態・意匠」は、岩国市景観計画（横山重点地区）の景観形成基準および景観重要河川における占用許可基準に沿ったものとし、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和を図る。

- 1) 河川という自然地内での行為として、工作物が目立つことのないよう、規模は最小限とし、位置は堤防側に寄せ、滞筋から可能な限り離すこと。
- 2) 形態・意匠、色彩では河川敷の自然景観において目立たないこと。

・岩国地区の「位置」「規模」「形態・意匠」は、岩国市景観計画（岩国重点地区）の景観形成基準に沿ったものとするとともに、その他の地区も含め、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。

- 1) 錦川沿いの連続する広がりのある水辺景観や、錦川や錦帯橋から周囲への眺めを阻害しない位置への設置を基本とする。
- 2) 規模は最小限とし、形態・意匠、色彩では、錦川の水辺景観において目立たないものとする。

第4種風致地区（岩国山及び山麓地区）

・「位置」「規模」「形態・意匠」は、岩国市景観計画（岩国重点地区）の景観形成基準

に沿ったものとし、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。

- 1) 錦川や錦帯橋等から岩国山の山容への眺めに影響を及ぼさないこと（樹林から突出するような高さ、規模、外観となるような行為は避けること）。
- 2) 擁壁等の構造物は、地形改変を最小限化することに配慮した位置、規模とし、既存の石垣等と調和した意匠とする。

第4種風致地区（川西地区）

・「位置」「規模」「形態・意匠」は、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。

- 1) 規模は最小限とし、周囲のまちなみと調和する高さを上限とする。
- 2) 形態・意匠、色彩では、周囲のまちなみから目立たないものとする。

（2）建築物等の改築

- ☐ 改築後の建築物等の高さが、改築前の建築物等の高さを超えないこと。
- ☐ 改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては当該改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

（解説）

- ・改築前後において、従前からの風致景観の特徴を大きく変えない位置、形態・意匠を基本とする。

（3）建築物等の増築

①仮設の建築物

- ☐ 増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- ☐ 増築後の建築物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

（解説）

- ・原則として、増築の規模は、最小限にとどめ、容易に撤去することができるものとする。
- ・「形態」は既存のものと一体的なものとし、既存のものとともに周囲から目立つことのないようにする。

②その他の建築物等

	許可基準				
	第一種	第二種	第三種	第四種	ただし書き
高さ	8 m 以下	10 m 以下	15 m 以下	15 m 以下	当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、その敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実であると認められる場合においては、この限りでない。
建ぺい率	30 % 以下	40 % 以下	40 % 以下	40 % 以下	増築の行われる土地の周辺の土地の状況により風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合においては、この限りでない。
壁面後退距離*	1.5 m 以上	1.0 m 以上	1.0 m 以上	1.0 m 以上	増築の行われる土地の周辺の土地の状況により風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合においては、この限りでない。
位置、形態・意匠	増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				

* 注：「壁面後退距離」とは、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離

(解説)

- ・増築部分は、既存の建築物との一体的な形態・意匠とすることを基本に、増築後の建築物は従前のもの及び周囲の景観と調和するものとする。
- ・増築部分が既存 1/2 以上となる場合には、(1) 新築等の基準に準ずるものとし、新築時に求める基準等にそったものとする。

③工作物の増築

□規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(解説)

- ・増築後の規模が従前の高さを超えないものとする。
- ・増築部の形態・意匠は、従前のものと調和し、かつ周囲の景観と調和するものとする。

(4) 建築物等の移転

	許可基準				
	第一種	第二種	第三種	第四種	ただし書き
壁面後退距離*	1. 5 m 以上	1. 0 m 以上	1. 0 m 以上	1. 0 m 以上	移転の行われる土地の周辺の土地の状況により風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合においては、この限りでない。
位置	移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				

* 註：「壁面後退距離」とは、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離

(解説)

- ・移転後の建築物が、位置において移転後の地区の特徴をふまえ、周囲の景観と調和するものとする。

(5) 建築物等の色彩の変更

- ☐ 変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(解説)

- ・(1) 建築物の新築による基準等にそったものとする。

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

	許可基準				
	第一種	第二種	第三種	第四種	ただし書き
緑地率	30%以上	20%以上	20%以上	15%以上	変更の行われる土地の周辺の土地の状況により風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合においては、この限りでない。
1 ha 以下	高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を行うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずる法(のり)が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。				
1 ha 超え	高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないこと。				切土又は盛土の行われる土地の周辺の土地の状況により風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合においては、この限りでない。
	「城山」での伐採は行わないこと。				

- 適切な植栽その他必要な措置を行うこと等により、当該変更後の地貌が変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 当該変更を行う土地の区域の面積が1ヘクタール以下であり、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を行うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずる法(のり)が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(解説)

- ・岩国市景観計画（横山重点地区、岩国重点地区）の景観形成基準に沿ったものとするとともに、その他の地区も含め、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。

1) 緑地面積に算入される緑地は、芝生、花壇の草花、壁面緑化、庭園内の池又

は庭石等で、風致の維持上有効なものである。（フラワーポット、植木鉢等の土地に定着していないものは除く）

2) 緑地率の算定方法は、以下の通りとする。

$$\text{緑地率} = \frac{\text{残存緑地面積※1} + \text{回復緑地面積※2}}{\text{宅地の造成等に係る土地の面積}} \times 100$$

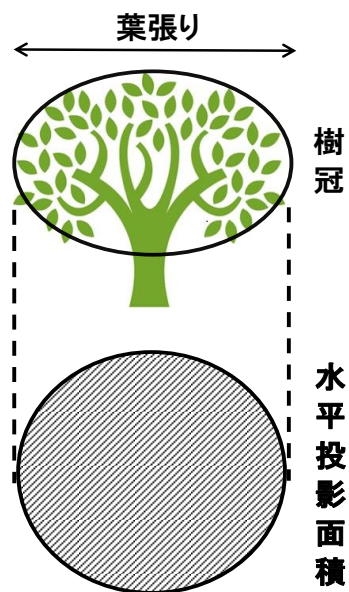
※1 残存緑地面積 木竹が保全される土地の面積

※2 回復緑地面積 適切な植栽が行われる土地の面積

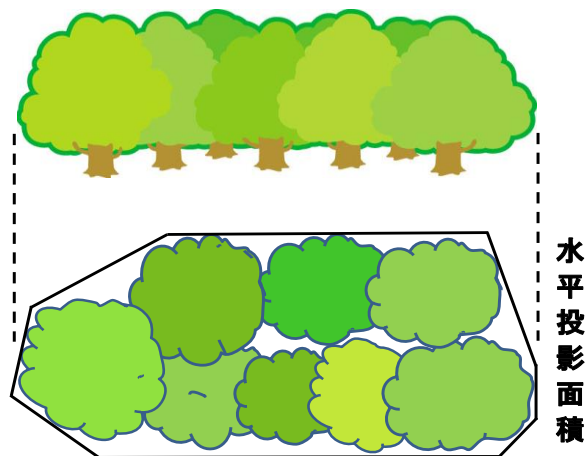
3) 残存緑地面積の算定方法は、水平投影面積を原則とし、以下のとおりとする。

①独立樹木の場合：樹冠の水平投影面積※3 とする

※3 水平投影面積 = (葉張り ÷ 2)² × 3.14



②樹林等の場合：外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた水平投影面積とする



③芝等の中に樹木がある場合（異なる緑地が重なっている場合）：芝で囲まれた部分の水平投影面積とする（緑地が重なっている部分はどちらかの緑地の面積とする）

4) 回復緑地面積の算定方法は、各植栽方法により以下の通りとする。

植 栽 方 法	回 復 緑 地 面 積
樹木(樹高 1.5m以上)	5 (㎡/本)
樹木(樹高 3.5m以上)	10 (㎡/本)
樹木(樹高 5.3m以上)	$(樹高 \times 0.7 \div 2)^2 \times 3.14$ (㎡/本)
生垣	生垣高×延長 (㎡)
その他の植栽	水平投影面積 (㎡)

※少数第1位を四捨五入

5) 宅地開発等、土地の形質の変更部分に分譲する宅地が含まれる場合や緑地協定等により分譲宅地において緑地が担保される場合は、担保される緑地を緑地面積に含めることができる。

水面の埋立て又は干拓

□適切な植栽その他必要な措置を行うこと等により、当該埋立て又は干拓後の地貌が当該地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

木竹の伐採

□木竹の伐採については、当該木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

- ・前条第1項第1号、第3号又は第6号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採
- ・森林の択伐
- ・伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第6号ウ(イ)の森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの
- ・森林である土地の区域外における木竹の伐採。

(解説)

- ・岩国市景観計画（横山重点地区、岩国重点地区）の景観形成基準に沿ったものとするとともに、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえた当該風致との調和・創出を図る。

土石の類の採取

- 当該採取の方法が露天掘りでなく、又は露天掘りであっても、必要な埋戻し又は植栽をすること等の措置を行うものであり、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(解説)

- ・岩国市景観計画（横山重点地区、岩国重点地区）の景観形成基準に沿ったものとするとともに、その他の地区も含め、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえた当該風致との調和・創出を図る。

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(解説)

- ・岩国地区については、岩国市景観計画（岩国重点地区）の景観形成基準に沿ったものとするとともに、その他の地区も含め、「錦帯橋風致地区保全方針」をふまえ、以下の点において当該風致との調和・創出を図る。
 - 1) 堆積物の高さは5 m以下とする。
 - 2) 堆積に架かる敷地に隣接する土地との境界線までの距離が1 m以上であること。
 - 3) 堆積に係る敷地の外周に沿って、堆積物を遮蔽するに十分な植栽帯等が設けられていること。ただし、周辺より堆積物が眺望されない場合や物件の堆積を行う期間が特定の工事期間中に限られる等比較的短い場合は、この限りではない。